

事 務 連 絡
令和6年7月30日

都内医療機関管理者 殿

東京都保健医療局感染症対策部長

今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた
保健・医療提供体制の確認等について（周知）

日頃より、都の医療施策及び感染症対策に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
令和6年7月24日付けで、厚生労働省医政局等から都道府県宛てに、事務連絡「今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について」（以下、「国事務連絡」という。）が発出され、今夏の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の留意事項等が取りまとめられました。

この国事務連絡に基づき、都内における医療機関への周知事項等を下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

今夏の感染拡大局面にも対応できるよう、幅広い医療機関による新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）患者の受入れや地域における病診連携の促進について、引き続き御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 新型コロナの医療提供体制に関する基本的な考え方

新型コロナについては、昨年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、新型コロナの医療提供体制については、本年3月末までを移行期間として、入院措置を原則とした行政の関与を前提とする限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行しました。

今後、全国で増加傾向が継続し、夏の間に関一定の感染拡大が生じた場合、医療提供体制のひっ迫を招くおそれがあることから、想定される感染拡大にも対応できるよう、2及び3の内容に御留意いただき、あらかじめ外来・入院医療体制の強化に取り組んでいただくようお願いいたします。

2 外来医療体制

(1) 基本的考え方

各医療機関においては、今夏に想定される感染拡大に備え、広く一般的な医療機関において、新型コロナの診療に対応できるよう、発熱等の症状を有する患者を受け入れるための適切な準備等（院内感染対策等）を行っていただき、それでもなお診療が困難な場合には、少なくとも診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨いただくようお願いします。

なお、院内感染対策の例は「診療の手引き」においても、記載されているため、適宜御活用ください。

(参考) 「新型コロナウイルス感染症COVID-19診療の手引き第10.1版」 (p.59～64)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001248424.pdf>

(2) 薬局における経口抗ウイルス薬の提供体制の確保

新型コロナ診療に対する医療機関の増加に対応するためには、薬局における経口抗ウイルス薬の提供体制の確保も重要です。薬局においては、これまでも自宅療養者に対し、経口抗ウイルス薬等を提供し、必要な服薬指導等を実施していただいているところですが、引き続き、経口抗ウイルス薬等の必要な医薬品が適切に提供されるようお願いします。

3 入院医療体制

(1) 基本的考え方

入院医療体制については、本年3月末までの「移行計画」等に基づき、確保病床によらない形での入院患者の受入れを進めてきました。本年4月以降は、全ての新型コロナ患者を確保病床によらず受け入れる通常の医療提供体制へ移行しています。今夏に想定される感染拡大に備え、幅広い医療機関において、各医療機関の機能に応じて、新型コロナ患者の受入れをお願いします。

(2) 地域における医療機関間の入院調整・連携について

入院先の決定（入院調整）については、令和5年5月8日以降、他の疾患と同様に入院の可否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行しています。円滑な入院調整を行うため、症状悪化の際の転院（いわゆる上り搬送）を担う医療機関、症状軽快の際の転院（いわゆる下り搬送）を担う医療機関、特別な配慮が必要な患者（妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者、透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等）の受入れを担う医療機関など、各医療機関の地域における役割に応じた積極的な受入れをお願いします。

医療機関間の下りの転院調整に当たっては、都全域の回復期病院に受入のアプローチが可能な「東京都多職種連携ポータルサイト」も御活用ください。

(参考) 東京都多職種連携ポータルサイト（東京都保健医療局HP）

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/zaitakuryouyou/t-portal2.html

また、救急患者の搬送件数が増加しており、限りある救急車の適切な運用を図る必要が

あります。患者の状況を踏まえ、医療機関で保有する病院救急車や民間救急車（患者等搬送事業）を活用するようお願いします。

（参考）

- ・ 転院搬送における救急車の適正利用について（東京消防庁 HP）

https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/kyuu-adv/tksej_teninhansou.htm

- ・ 「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（平成 28 年 3 月 31 日付け消防救第 34 号消防庁次長、医政発 0331 第 48 号厚生労働省医政局長連名通知）

（3）院内感染対策の徹底

院内感染対策については、手指衛生の徹底、適切な個人防護具の着用、ゾーニングや室内換気の徹底が重要です。

こうした院内感染対策の例は「診療の手引き」においても、記載されているため、適宜御活用ください。

（参考）「新型コロナウイルス感染症COVID-19診療の手引き第10.1版」（p.59～64）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001248424.pdf>

4 高齢者施設・障害者施設等への医療提供等

高齢者施設・障害者施設等の協力医療機関等におかれては、今夏の感染の流行や今後の感染拡大に備え、施設等との連携を一層進めていただくとともに、施設等からの求めに応じて往診等の医療提供を実施していただくようお願いします。

5 感染状況の把握・G-MISの活用について

新型コロナの感染状況については、都内の定点医療機関（小児科・内科・基幹）からの報告により把握しており、引き続き定点把握による発生動向調査を継続します。

なお、医療機関等情報支援システム（G-MIS）には、各医療機関における空床状況や患者受け入れ状況等を共有する機能があり、今後、G-MISへの入力をお願いする場合には、改めて御連絡します。

（参考）東京都新型コロナウイルス感染症情報（東京都保健医療局HP）

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/corona_portal/info/monitoring.html

【担当】

東京都保健医療局感染症対策部

(本事務連絡に関すること・入院医療体制に関すること)

医療体制整備第一課 感染症医療整備担当 03 (5320) 4347

(外来診療体制に関すること)

医療体制整備第二課 事業調整担当 03 (5320) 5957

(保健所の実施する行政検査に関すること)

防疫課 防疫担当 03 (5320) 4088